#### 外航海運の競争実態と競争政策上の問題点について

#### 参考資料 目次

参考資料1	実態調査の概要及び検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
参考資料2	年表(海運同盟と競争政策)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
参考資料3	極東運賃同盟に対する審判手続打切決定書(「海運業における特定の不公正な 取引方法の運用基準 - いわゆる「五原則」)及び海運業における特定の不公正 な取引方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
参考資料4	我が国の外航海運適用除外制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
参考資料5	独占禁止法適用除外となる協定の日・米・EU比較 ・・・・・・・・・・・・・・
参考資料6	海上運送法に基づく外航海運カルテル通知状況(平成17年度) ・・・・・・・9
参考資料7	【荷主アンケート】各航路における船社からの運賃改定の提示方法及び船社との運 賃取決め方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
参考資料8	【荷主アンケート】海運同盟及び航路安定化協定の機能についての認識・・・・・・11
参考資料9	平成17年度運賃修復の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
参考資料 10	【船社アンカート】サーチャージの決定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
参考資料 11	<b>BAF の算定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b> 14
参考資料 12	<b>CAF の算定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b> 18
参考資料 13	【船社アンケート】二重運賃制,フィデリティーリベート,運賃延戻制の取決めについて・・20
参考資料 14	二重運賃制が契約上存在する航路 ••••••••••••••••••••••••••••••••21
参考資料	海上運送法(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
参考資料	用語解説 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••

#### 実態調査の概要及び検討の経緯

#### (1)実態調査の概要

- **ア**調査期間 平成17年4月~平成18年3月
- イ 調査方法

#### <u>荷主及び船社に対するアンケート調査</u>

アンケート調査は,荷主企業<sup>1</sup>(以下「荷主」という。)及び船舶運航事業者<sup>2</sup>(以下「船 社」という。)を対象に,平成17年11月28日付け発送,平成17年12月16日を回答期限と した。発送数及び回答率は以下のとおりであった。

対象	対象 発送数		回収率
荷主	1,970社	1,067社	54.1%
船社	46社	3 3 社	71.7%

#### <u>荷主,船社に対するヒアリング調査</u>

ヒアリング調査は,以下の者を対象に平成17年7月から平成17年12月まで行われた。

- 荷主 9社
- 船社 8社
- (社)日本荷主協会
- (社)日本船主協会
- 外国船舶協会
- 海運同盟事務局(SCAGA)

(社)日本インターナショナルフレイトフォワーダーズ協会

有識者 6名

国土交通省

(2)政府規制等と競争政策に関する研究会における検討経緯

	開催日	概要
第1回	平成18年3月6日	外航海運の実態について
第2回	平成18年3月16日	外航海運の競争実態及び適用除外制度について
		業界からのヒアリング及び議論
第3回	平成18年5月19日	報告書原案の取りまとめ
第4回	平成18年6月16日	報告書 2 次案の取りまとめ

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 東京証券取引所1部・2部全上場企業のうち,外航海運利用の可能性がある業種及び日本インターナショナルフレイトフォワーダーズ協会加盟会社である1,970社を対象。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>日本船社及び外国船社で,外航海運業を行っている46社を対象。

#### 年表(海運同盟と競争政策)

中祝 ( ) 伊建 门 盈 こ 親 宇 政 ! 欧州	米国	日本
ンド航路にて世界初の海運同盟)		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1890 年 シャーマン法制定	
	(1914 年 第一次世界大戦)	•
	1916年 米国海運法制定	
	・外航海運カルテルの適用除外	
	し・運賃延戻制の禁止	
		1947 年 独占禁止法制定
		1949 年 極東同盟に対する審判開
		始
		1949年 海上運送法制定(適用除外
		規定)
1950 年 欧州関連航路において二		1950年 公取5原則制定
重運賃制採用		
1958 年 EC条約(ローマ条約)発 効	   1961 年 ボナー法	1959 年 海上運送法の一部改正 (二重運賃制との選択制を条件に運
×0	○ 15%以内の二重運賃制を許容	(二里建員前との選択前を来住に建 賃延戻制を適法化)
1966 年 欧州関連航路において	<ul> <li>・同盟運賃表(タリフ)の届出及</li> </ul>	genne ean (
運賃延戻制を採用	び公開の義務化	
	1984 年 米国海運法	
	(・二重運賃制の禁止	
1987 年 ローマ条約を基本とする	・IA(独立行動権)及びSC	
共通海運政策(一括適用除外)	(サービスコントラクト)の導入	
	↓・同盟によるSC締結制限の禁止	
2003 年 欧州同盟による二重運賃	安定化協定締結	
1000 中 欧洲的血になる二重建員制(一手積契約)とフィデリティーリ	1998 年 海運改革法	
ベートの廃止	・運賃,サービス内容等に関する	1999 年 海上運送法改正(協定内容
2004 年 欧州委ディスカッション	し情報を非公開とする	の事前届出制,変更禁止命令等の導
ペーパー公表(6月)		入)
2004 年 欧州委ホワイトペーパー		
公表(10月)		
2005 年 欧州委が 4056/86 (一括適		
用除外制度)の廃止を提案		2006年海運業における特定の不
2006 年 欧州議会が欧州委の提案		公正な取引方法(海運特殊指定)の
に賛成(7月) 2006 年 閣僚理事会が欧州委の提		廃止
2000 中 阁原理事会が欧州委の提 案を承認(9月)		

<sup>1</sup> 大口の荷主と船社の間で,タリフレートよりも有利な運賃を提供するなど,荷主にとって有利な条件の契約を締結すること。

#### 極東運賃同盟に対する審判手続打切決定書(「海運業における特定の不公正な 取引方法の運用基準 - いわゆる「五原則」)

#### (原文縦書き)

昭和34年12月23日 公正取引委員会

主文

本件審判手続を打ち切る。

理由

公正取引委員会は、極東運賃同盟を構成していた船舶運航事業者らが日本における荷主 との間に一般船荷契約を締結していたことが私的独占禁止法及び事業者団体法に違反する 疑があるとして昭和24年4月16日右船舶運航事業者ら及び荷主らを被審人として本件 審判開始決定をした。しかるにその後海上運送法が制定せられて船舶運航事業者らが他の 船舶運航事業者とする協定、契約または共同行為については一定の条件の下に私的独占禁 止法の適用が除外されるに至つたのを始めとして、その後事業者団体法の廃止、私的独占 禁止法の一部改正、海上運送法の一部改正があつて、本件に適用されるべき法令も種々変 遷を重ねて今日に至つている。しかのみならずさきに、公正取引委員会は昭和25年11 月28日本件被審人らに対し

- (1) 契約荷主と非契約荷主との運賃差は9.5パーセントをこえないこと。
- (2) 外国バイヤーが積込船を指定するFOB船積の場合には、これを同盟契約の適用除外 とすることを明記するとともに、契約荷主はかかる場合においては、いかなる罰則又は 制裁をも受けることなしに盟外船を利用して船積することができること。
- (3) 契約荷主が船積を請求する場合において、当該荷主が横浜市駐在の同盟支部長に対し、その旨を通告したにもかかわらず、同支部長がその通告を受けた日から七日以内に、その通告をうけた日から起算して三十日の期間内に利用しうるべき船腹の余裕がある旨の回答を与えなかつたときは、同荷主は、何らその権利を侵害されることなく、その必要とする船腹を他に求めることができること。
- (4) 契約荷主が同盟契約に違反して船積した場合において同荷主が同盟に対し支払うべき「清算賠償金」の金額は、同荷主が同盟船に船積した場合に支払うべき運賃額の50 パーセントとすること。および
- (5) 契約を解除するには、契約当事者のいずれか一方からの文書による3カ月の予告期間 をおいた通告をもつてこれをすることができること。

の5項目を一般船荷契約に規定することを条件として審判手続を一時中止する旨の通告を なした。被審人らはじ来今日に至るまで右の条件を遵守しきたり、また、日本の荷主と関 係のあるその他の運賃同盟も大体においてこれに歩調をそろえ、既に慣行となつてきたも のであるが、右は今般公正取引委員会により指定された海運業における特定の不公正な取 引方法(告示17号)の関係規定から見ても、もはやこれらに抵触するものでないことが 認められる。

以上の事実および諸般の事情を参酌して本件審判手続を打ち切ることを相当と認め主文 のとおり決定する。

#### 海運業における特定の不公正な取引方法(平成 18 年4月 13 日廃止)

(原文縦書き)

昭和34年11月11日 公正取引委員会告示第17号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第 7項の規定により、海運業における特定の不公正な取引方法を次のように指定し、昭和2 8年公正取引委員会告示第14号(海運業における特定の不公正な取引方法)を廃止する。

海運業における特定の不公正な取引方法

船舶運航事業者(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項の船舶運航事 業を営む者をいう。以下同じ。)が単独に又は他の船舶運航事業者とする結合、協定若しく は申合せ(以下「結合等」という。)により行なう左の行為

- – 貨物の量の多寡により、又は貨物の船積地若しくは陸揚地により、特定の荷主又は地域に対し、運賃及び料金その他の運送条件について、不当に差別的な取扱をすること。
- 二 他の船舶運航事業者が結合等に加入を申し出た場合に、他の加盟者に比べ、加入の条件を不当に差別的にし、又は船腹の過剰その他正当かつ合理的な理由がないのにその加入を拒むことにより、その船舶運航事業者の事業活動に著しく不利益を与えること。
- 三 一定範囲の貨物の運送をもつぱら結合等に参加している船舶運航事業者に行なわせる 旨の契約(以下「一手積み契約」という。)を締結した荷主に対し、運賃及び料金その他 の運送条件について不当に有利な取扱をし、又は荷主が一手積み契約を解除することを 不当に制限し、若しくは荷主が一手積み契約に違反した場合に、不当に高い違約金若し くは損害賠償金の支払を求めること。
- 四 荷主が結合等に参加している船舶運航事業者から合理的な期間内に船腹の提供をうけ ることができなかつたため等の正当かつ合理的な理由により、結合等に参加していない 船舶運航事業者にその貨物の運送を行なわせた場合に、その荷主に対し、違約金若しく は損害賠償金の支払を求め、又は運賃及び料金その他の運送条件について、不利な取扱 をすること。
- 五 一定期間内に一定範囲の貨物の運送をもつばら結合等に参加している船舶運航事業者 に行なわせた荷主に対し、その期間内に受け取つた運賃及び料金の一部を返還する場合 に、その一定期間を不当に長くし、又はその返還する運賃及び料金の額を不当に高くす ること。
- 六 運賃のべもどし(荷主が一定期間内に一定範囲の貨物の運送をもつばら結合等に参加 している船舶運航事業者に行なわせた場合に、その期間に引き続く一定期間内に一定範 囲の貨物の運送をその結合等に参加している船舶運航事業者以外の者に行なわせなかつ たことを条件として、当該運賃及び料金の一部を返還することをいう。以下同じ。)を用 いる場合に、一手積み契約を締結することを申し出た荷主に対し、その契約の締結を拒 み、又は一手積み契約を締結した荷主に対し、運賃のべもどしにより運賃及び料金の一 部の返還を受ける荷主に比べ、運賃及び料金その他の運送条件について、不当に不利な 取扱をすること。

#### 我が国の外航海運適用除外制度

外航海運カルテルは,独占禁止法の制定直後から,海上運送法により適用除外とされて いたが,平成11年7月23日の適用除外整理法の成立に伴い,公正取引委員会の関与規定が 設けられることとなった。

#### 1 外航海運カルテルの仕組み



上図の下線部分は,平成11年の適用除外整理法により追加された部分である(平成11 年7月までは公取委に対する通知義務がなく,また,無届出のカルテルも適用除外となっていた。)

2 問題のある外航海運カルテルへの対処規定 外航海運カルテルの内容が、利用者の利益を不当に害する、不当に差別的である、 加入脱退を不当に制限する、協定の目的に照らして必要最小限度とはいえない、の いずれかに該当する場合には、国土交通大臣は当該カルテルの変更・禁止命令を行わな ければならないとされており、その場合の手続は、以下のとおりである。 これら規定は、平成11年の適用除外整理法により創設された。

ア 国土交通大臣が届出を受理した段階で変更・禁止命令を行う場合

国土交通大臣		→ 船舶運航事業者
	カルテルの変更・禁止命令 <sub>(海上運</sub>	送法二十九条の二)

#### イ 公正取引委員会からの措置請求を受けて変更・禁止命令を行う場合

公正取引委員会	► 措置請求	国土交通大臣	カルテルの変更▶	船舶運航事業者
(注)公正取引委	員会が国土交通	大臣に措置請求をした	」・禁止命令 こときは , その旨を官	報に公示しなければ
ならない。			(海上運送法二	十九条の四)

ウ 公正取引委員会がイの措置請求を行い,その旨公示してから1か月を経過しても なお,国土交通大臣が変更・禁止命令を行わない場合



#### (参考)平成11年の適用除外整理法について

平成11年の適用除外整理法は,平成7年3月の規制緩和推進3か年計画以来累次の閣 議決定において規定された独占禁止法適用除外制度の見直しの最終段階として立法措置 を講じたものであり,平成9年の適用除外整理法で積み残された適用除外カルテルの整 理が行われた。その概要は以下のとおりである。

独占禁止法の改正	不況カルテル制度 , 合理化カルテル制度等の廃止
独占禁止法適用除 外法の廃止	協同組合等の適用除外は,独占禁止法第24条の規定に一本化すると ともに,その他の団体(証券取引所,日本証券業協会等)について, 適用除外を廃止。
個別法の改正	内航海運カルテルの範囲縮小(海上運送法) 外航海運カルテルに係る手続規定の整備(海上運送法) 内航海運組合の行為に係る手続規定の整備(内航海運組合法) 国際航空カルテルに係る手続規定の整備(航空法) 環境衛生同業組合の行為に係る手続規定の整備(環衛法)

#### 独占禁止法適用除外となる協定の日・米・E U比較

(根拠条文については,下段に記載)

#### <適用除外となるための手続き>

	日本	米国	E U
協定の届出	届出義務 海上運送法(以下「法」と いう。)第 29 条の 2	届出義務 海運法第5条(a)	届出不要 理事会規則 4056/86 により一括 適用除外

#### <定期コンテナ船カルテルの適用除外となる範囲>

(凡例: 適用除外となる。×適用除外とはならない。 競争当局が不明確としているもの又は, 適用除外とはならないものの運用上適用除外として取り扱われているもの)

協定の内容	日本	米国	EU
共通 <b>タリフ</b> (船社拘束あり)	法第 28 条,29 条の 2 <sup>1</sup>	★ 海運法第5条(c) <sup>2</sup>	理事会規則 4056/86 第 3 条 <sup>3</sup>
		(加盟船社拘束の禁止)	
運賃修復ガイド	<u>注葉 ao 友 ao 友 ao a</u>		四支 수 변명님 4050/00 성 2 성 5
ライン	法第 28 条,29 条の 2	海運法第4条(a)⁴	理事会規則 4056/86 第 3 条 <sup>5</sup>
サーチャージ	法第 28 条,29 条の 2	海運法第4条(a)	理事会規則 4056/86 第 3 条
ТНС			
	法第 28 条 <sup>6</sup> ,29 条の 2	海運法第4条(a)	競争当局は不明確としている7
二重運賃制	法第 28 条,29 条の 2	<b>×</b> 海運法第7条(b) <sup>8</sup>	理事会規則 4056/86 第 5 条 <sup>9</sup>
フィデリティー		×	
リベート	法第 28 条,29 条の 2	海運法第 10 条(b) <sup>1 0</sup>	理事会規則 4056/86 第 5 条 <sup>11</sup>
運賃延戻制		×	
	法第 28 条,29 条の 2	海運法第 10 条(b)	理事会規則 4056/86 第 5 条
内陸運賃のガイ	×		<b>×</b>
ドライン	法第 28 条	海運法第4条(a)	理事会規則 4056/86 第1条 <sup>12</sup>

#### <不定期船協定の適用除外制度>

I

	日本	米国	EU
不定期船協定	法第 28 条	×	理事会規則 1/2003 は , 不定期
	(協定種類の区別なし)	海運法第 3 条	船に適用されない <sup>1 3</sup>

#### <u><コンソーシアム・アライアンスの適用除外制度></u>

	日本	米国	EU
コンソーシアム・	法第 28 条	海運法第3条	理事会規則 823/2000 <sup>14</sup> により
アライアンス協定	(協定種類の区別なし)		2010 年 4 月まで一括適用除外

<sup>1</sup> 海上運送法第28条,及び第29条の2: 不公正な取引方法を用いる場合,一定の取引分野における競争を実質的に 制限することにより,一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより利用者の利益を不当に害する場合を 除く。また,協定の内容が,利用者の利便を不当に害さないこと,不当に差別的でないこと,加入及び制限を不 当に制限しないこと,協定の目的に照らして必要最小限度であること,に適合すると認められる場合。

<sup>2</sup> 米国海運法第 5 条: An ocean common carrier agreement <u>may not</u> -- (3) <u>adopt mandatory rules or requirements</u> <u>affecting the right of an agreement member or agreement members to negotiate and enter into service contracts.</u> An agreement may provide authority to adopt voluntary guidelines relating to the terms and procedures of an agreement member's or agreement members' service contracts if the guidelines explicitly state the right of the members of the agreement to <u>not follow these guidelines</u>.

<sup>3</sup> 理事会規則 4056/86 第 3 条: Agreements, decisions and concerted practices of all or part of the members of one or more liner conferences are hereby exempted from the prohibition in Article85(1) of the Treaty, subject to the condition imposed by Article4 of this Regulation, when they have as their objective the fixing of rates and conditions of carriage, and, as the case may be, one or more of the following objectives.

<sup>4</sup> 米国海運法第4条: <u>This Act applies to agreements by or among ocean common carriers to (1) discuss, fix, or</u> <u>regulate transportation rates</u>, including through rates, cargo space accommodations, and other conditions of service.

<sup>5</sup> 欧州委員会理事会規則 4056/86 第 3 条: Agreements, decisions and concerted practices of all or part of the members of one or more liner conferences are hereby exempted from the prohibition in Article85(1) of the Treaty, subject to the condition imposed by Article4 of this Regulation, when they have as their objective the fixing of rates and conditions of carriage, and, as the case may be, one or more of the following objectives.

<sup>6</sup> 海上運送法第28条:「本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者が他の船舶運航事業者 とする運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定若しくは契約の締結又 は共同行為」

<sup>7</sup> 欧州委員会 DG Competition, Director Lowri Evans 氏の 2005 年 10 月ロンドンにおけるスピーチでは, THCに関 して「<u>It is far from clear that the joint fixing of terminal handling charges falls within the scope of the</u> <u>conference block exemption regulation</u>.」としている。欧州委員会理事会規則 4056/86 第 1 条では, 一括適用除外の 範囲について, "It shall apply only to <u>international maritime transport services</u>" としている。

<sup>8</sup> 米国海運法第7条:This Act does not extend antitrust immunity (4) to <u>any loyalty contract.</u>

<sup>9</sup> 欧州委員会理事会規則 4056/86: The shipping lines' members of a conference shall be entitled to institute and maintain <u>loyalty arrangements</u> with transport users, the form and terms of which shall be matters for consultation between the conference and transport users' organizations.

<sup>10</sup> 米国海運法第 10 条: No common carrier, either alone or in conjunction with any other person, directly or indirectly, may-- (7) offer or pay any deferred rebates.

<sup>11</sup> 欧州委員会理事会規則4056/86第5条<u>:Loyalty arrangements must comply with the following conditions</u>: (a) Each conference shall offer transport users a system of immediate rebates or the choice between such a system and a system of deferred rebates.

<sup>12</sup>欧州委員会理事会規則 4056/86 第1条:<u>It shall apply only to international maritime transport services</u>

<sup>1 3</sup> 欧州委員会理事会規則1/2003第32条:This Regulation shall not apply to: (a) <u>international tramp vessel</u> <u>services</u> as defined in Article 1(3)(a) of Regulation (EEC) No 4056/86.

<sup>14</sup> 欧州委員会理事会規則 823/2000の規定では,海運同盟内のコンソーシアムについてはシェア 30%未満,同盟外の コンソーシアムについては 35%未満である場合には,適用免除の申請を行うことなく,競争法の適用が免除される。ま た,シェア 50%以下のコンソーシアムについても,欧州委員会に届出後6か月以内に同委員会の反対が無い場合には, 適用免除が与えられる。

#### 海上運送法に基づく外航海運カルテル通知状況(平成17年度)

	割合	件数
基本協定の締結	1.5%	10
BAF 及び CAF の変更に関するもの	70.7%	484
THC	0.7%	5
その他サーチャージ	6.3%	43
運賃修復	8.0%	55
脱退	1.3%	9
参加	0.9%	6
合併に伴う船社名の変更及び脱退	8.0%	55
廃止	0.4%	3
その他(協定の一部変更等)	2.2%	15

・平成17年度に届出のあった685件の内訳



(出所:平成17年度の通知を基に公正取引委員会にて作成)

#### 各航路における船社からの運賃改定の提示方法及び運賃取決め方法

#### 各航路における船社からの運賃改定の提示方法

( 定期コンテナ船カルテルの存在しない日中航路を除いた欧州航路及び北米航路に関する回答)



船社との運賃取決め方法



(出所:公正取引委員会荷主アンケート調査)

10

#### 海運同盟及び航路安定化協定の機能についての認識

#### 「海運同盟」の機能についての認識(複数回答)



#### 「航路安定化協定」の機能についての認識(複数回答)



<sup>(</sup>出所:公正取引委員会荷主アンケート調査)

#### 平成17年度に運賃修復として届出のあった内容

北米航路

#### ·太平洋航路安定化協定【比米往航】

発効日	内容/品目	変更内容
2005年4月15日	East Coast向け貨物	ピークシーズンサーチャージガイドラインの延期

#### •西航太平洋航路安定化協定 比米復航】

発効日	内容/品目	変更内容
2005年4月15日	ウエイストペーパー	\$50/FEUの運賃修復
2005年5月1日		\$150/FEUの運賃修復
	牛肉 ,豚肉を含むプロテイン商品	\$600/FEUの運賃修復の延期
2005年7月1日		\$150/TEUの運賃修復
2005年9月1日	ドライフルーツ及びナッツ	\$80/TEUの運賃修復
	ウエイストペーパー	\$50/FEUの運賃修復
2005年9月1日	材木	\$100/TEUの運賃修復
2005年9月1日	ドライコンテナで輸送される玉葱	\$740/FEUの運賃修復
2005年9月21日		\$2600/FEU
	北米東岸の柑橘類	\$4662/FEU (1パッケージあたり\$3.7)
2005年12月1日	北米西岸の柑橘類	\$2100/FEU (1パッケージあたり\$3.7)
2006年3月1日		蟹\$6600/FEU,(その他魚介類ごとの取決め)
	一般コンテナ貨物及び小口コンテナ貨物	\$160/TEU運賃修復
2006年4月1日	化学品/樹脂	\$80/TEUの運賃修復

## 欧州航路 •日本欧州運賃同盟 (JEFC) 欧州往航】

発効日	内容/品目	変更内容
2006年4月1日	日本出し北欧州・地中海向け海上運賃につ	\$ 200/TEU (1年契約),\$150/TEU (半年契約)
	いて	の運賃修復

#### ·極東運賃同盟 (FEFC) 欧州復航】

発効日	内容/品目	変更内容
	ウェイス トペーパー , プラスチックスクラップを	\$100/TEUの運賃修復
	除《全貨物	
	ウェイストペーパー ,プラスチックスクラップ	\$200/TEUの運賃修復
		\$100/TEUの運賃修復
	特殊コンテナ (フラットラック・オープントップコ	\$150/TEUの運賃修復
	ンテナ他 )	
2005年11月1日	木材 ・古紙 ・プラスチックスクラップ貨物	\$100/TEUの運賃修復
2006年4月1日	北欧州からアジア向け貨物に対する運賃	\$50/TEUの運賃修復
2006年6月1日	北欧州からアジア向け貨物に対する運賃	\$75/TEUの運賃修復
	地中海からアジア向け貨物に対する運賃	\$50/TEUの運賃修復
2006年6月1日	地中海からアジア向け貨物に対する運賃	\$75/TEUの運賃修復

(出所:平成17年度の通知をもとに公正取引委員会にて作成)

#### サーチャージの決定方法



(出所:公正取引委員会船社アンケート調査)

#### 太平洋航路安定化協定における BAF の算定方法

船社が補油する9港湾の利用比率を船社の実績を勘案し,以下のように取り決める。

ロサンゼルス	22.22%
シンガポール	18.90%
韓国	15.67%
シアトル	10.21%
台湾	10.08%
オークランド	9.64%
香港	5.67%
ニューヨーク	4.51%
日本	3.10%
合計	100.00%

A重油及びC重油利用比率を加盟船社の実績を基に以下のように設定する。

A重油利用	6.24%
C重油利用	93.76%
合計	100.00%

Platts<sup>1</sup>社が提供する港湾ごとのA重油価格及びC重油価格,あらかじめ設定した上 記利用比率を基に,燃油1トン当たりの加重平均価格を算出する。

燃油の加重平均値と BAF の対比表をあらかじめ加盟船社の実績等を基に設定し, 以下の図表にある対比表を基に BAF を算出する。

図表 太平洋航路安定化協定における BAF 算定方法		
燃油価格	適用する BAF	
(加重平均価格/トン)	( 1 TEU 当たり )	
\$ 80 未満	-	
\$ 80 以上 \$ 100 未満	\$ 4	
\$ 100 以上 \$ 120 未満	\$ 40	
\$ 120 以上 \$ 140 未満	\$ 70	
\$ 140 以上 \$ 160 未満	\$ 105	
\$ 160 以上 \$ 180 未満	\$ 140	
\$ 180 以上についても同様に,加重平均化された	と燃油価格が \$ 20 上昇す	
るごとに , BAF は \$ 35/TEU 上昇する。		

. . . .

<sup>1</sup>世界の原油, 天然ガス, 電力等のエネルギー市場に関しての情報, 動向及び価格指標等を 提供している企業。

【BAF 具体的算出例】

Platts 社提供の燃油価格情報が, ロサンゼルス港の場合, A 重油価格が\$220-230\$/ トンC 重油価格が\$100-\$110/トンとなっている場合,

A重油加重平均値は, \$225 x 22.22% x 6.24% = <u>\$3.119/トン</u>,

C重油加重平均値は, \$105 x 22.22% x 93.76% = \$21.875/トンとなる。

+ = \$24.994/トンとなり,

ロサンゼルス港の加重平均化された燃油価格は,<u>\$24.994/トン</u>となる。

上記 ~ と同様に,ロサンゼルス港以外の8港においても,Platts 社提供の燃油価格情報を基に,各港の加重平均燃油価格を算出する。

に,の各港の加重平均燃油価格を加え,1トンあたりの加重平均燃油価格を 算出する。

の結果を,上記対応表にあてはめ,BAFを決定する。

(出所:海運同盟事務局(SCAGA)提供資料及び太平洋航路安定化協定を基に公正取 引委員会にて作成)

#### <u>欧州同盟における BAF の算定方法</u>

船社が補油する地域の利用比率を船社の実績を勘案し,以下のように取り決める。

ヨーロッパ	48.25%
中東	1.70%
極東	50.05%
合計	100.00%

1989年9月29日の Cockett Marine Oil 社<sup>2</sup>のC 重油価格指標 Index )は <u>.653.27</u>を基準値とする。

Cockett Marine Oil 社の指標を利用開始した,1989年9月29日の平均C重油価格<u>\$94.77/トン</u>を基準値とする。

コンテナ船で1 TEU を運送する際に往復ベースで消費する燃油の平均重量を <u>1.2569 トン</u>とする。

上記 の 94.77/トンに の 1.2569 を乗じ,1 TEU あたりを輸送する際の基準 燃油価格値を<u>\$119.12</u>とする。

直近の Cockett Marine Oil 社の C 重油価格指標を,上記の基準値で割って変動率を求める。

上記 の変動率から固定値分(100%)を引き,その値を基準燃油価格値に乗じ, BAF額を算出する。

(出所:海運同盟事務局(SCAGA)提供資料を基に公正取引委員会にて作成)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Cockett Marine Oil Ltd.: 燃油市場動向についての指標を提供している独立系企業。

### FEFC Lump Sum BAF System

## BAF 計算式(March'06 Review for application from 1/May/06)

<Date: 01/Mar/06>

	<u>(1) weight</u>	2	Cockett <u>Index</u>		<u>Result</u>	
Europe Middle East Far East	48.25% 1.70% 50.05%	x x x	2122.60 2028.80 2122.90	II II J	1024.15 34.49 1062.51	
	100.00%				2121.16	
	a. Average w	veighted Inde	x		2121.16	
3	b. Average C	ockett Index	as at 29/9/89		653.27	(固定値)
	c. Change a.	over b.			224.70%	
4	d. Bunker co	st per TEU			119.12	(US\$:固定值)
	e. c. times d.	(BAF for TE	U)	Ľ	267.66	(US\$)

#### <Note>

123

هً

Bunker offtakes as calculated by FEFC accountants

e

The Cockett Marine Oil Bunker Market report indices for 01/Mar/06

Cocket Index average when NT90 Tariff constructed Average Conference Bunker price as calculated by Accountants

ie Bunker cost per ton US\$94.77 @1.2569 tons used to move 1 TEU on round voyage = US\$119.12

(SCAGA提供資料)

#### 欧州同盟 CAF の算定方法

2003年に,日欧州同盟加盟船社の実績コストに基づき,各船社の通貨の利用率を	Ē
以下のように , ロンドン所在の独立機関 によって計算した。	

英国	GBP	7.92%
EC	ユーロ	18.49%
スエーデン	SKR	0.91%
デンマーク	DKK	4.59%
ノルウエー	NOK	0.26%
ロシア	RUB	0.25%
日本	JPY	7.41%
トルコ	TRL	0.07%
エジプト	EGP	0.55%
シンガポール	SGD	4.24%
マレーシア	MYR	0.77%
インドネシア	IDR	0.61%
ベトナム	DONG	0.16%
タイ	THB	0.51%
香港	HKD	5.25%
中国	YUAN	4.16%
台湾	TWD	1.85%
フィリピン	PHP	0.22%
韓国	KRW	2.75%
米国	USD	39.03%
合計		100.00%

2003 年 1 月 2 日の為替レートと,直近の為替レート(ロンドン Financial Times 誌)平均値との変動割合を,毎月計算する。

各通貨の変動割合を求め,上記の割合で加重平均化する。5%以上の変動がある場合は, CAFを適用する。

(出所:海運同盟事務局(SCAGA)提供資料を基に公正取引委員会にて作成)

<sup>1</sup> 欧州同盟の公表資料による。

ت ا
_
_
- <b>C</b>
- 0
<u> </u>
9
~
<u> </u>
302.35
÷ 93
1.200
27.6 26
263 4
18 M
1.000
2016
S

Ċ

C

	ò
Monthly Average	

	Rate of Evchance						[
	As Published	BASE RATE				FEFC CAF	
 COUNTRY CURRENCY	<u>2006年3月1日</u>	<u>2-Jan-03</u>	Variance against 2.Jan.03	CURRENCY	<u>WEIGHT %</u>	Re/Devaluation	
 UK GBP FC FLIPO	0.5710	0.6212	8.7916%	GBP	28.7	0 6063	
	0.8387	0.9529	13.6163%	EURO	18.49	2.5177	
 	6.2585	7.0784	10.0414% 13.1006%	SKR	0.91	0.0914	
	6.7488	6.9278	2.6523%		4.59	0.6013	
	28.0281	31.9500	13.9927%	RUB	0.25	U.UU69 0.0350	
	115.8250	118.6700	2.4563%	γqι	7.41	0.1820	
	1.3145	1.6600	26.2838%	TRL	0.07	0.0184	
	0.1.331	4.5300	-19.2494%	EGP	0.55	(0.1059)	
	3 7150	0000 0	6.9887%	SGD	4.24	0.2963	_
	9 182 5000	3.0000 8950 0000	2.2860%	MYR	0.77	0.0176	
	15.910 0000	15401 0000	-2.032U%	DR 2010	0.61	(0.0154)	
	39,1580	43 1000	-0.133270 10 0660%	DUNG	0.16	(0.0051)	
	7.7587	7.7984	0.5117%		0.51	0.0513	<u> </u>
	8.0402	8.2770	2.9452%	YLIAN	07.0 A1 h	0.0269	
	51.6600	53.3850	3.3391%	ЫНР	0.20	0.1220	
	32.4505	34.7700	7.1478%	DWT	1.85	0.1322	
	9/1.0000	1186.0500	22.1473%	KRW	2.75	0.6090	
	50000.1	1.000	0.000%	USD	39.03	0.0000	<u> </u>
* Turkish Lira revalued on 1 1 05	1 DF			TOTAL	100.00	5.2858	
	0						

(SCAGA提供資料)

#### 二重運賃制,フィデリティーリペート,運賃延戻制の取決めについて

# 二重運賃制について取決めを行っているか 現在取り決めている うち,2社とも実態は 形骸化していると回答 過去取り決めていた 5社(19%) 取り決めた事はない 19社(73%) 0% 20% 40% 60% 80%

フィデリティーリベートについて取決めを行っているか



#### 運賃延戻制について取決めを行っているか



(出所:公正取引委員会船社アンケート調査)

#### 二重運賃制が契約上存在する航路

航路	往/復航	略称	同盟/協定名	廃止
	往航	BOBCON	Bay of Bengal/Japan/Bay of Bengal Conference	2006.8/1
極東	往航	FESAMEC	Far East/South Asia-Middle East Conference	2006.8/1
1型尺	往・復航	JCFC	Japan/Ceylon Freight Conference	2006.8/1
	往・復航	JPFC	Japan/Philippines Freight Conference	2006.8/1
	往航	FEEA	Far East/East Africa Freight Conference	2006.9/1
アフリカ	往航	JWAAC	Japan/West Africa (Angola/Cameroun Range) Freight Conference	2006.9/1
	往航	JWANS	Japan/West Africa (Nigeria/Senegal Range) Freight Conference	2006.9/1
オセアニア	往航	JSPFC	Japan/South Pacific Freight Conference	2006.8/1
	往航	JLA	Japan-Latin America Eastbound Freight Conference	2006.9/1
南米	往航	JWCSA	Japan-West Coast South America Freight Conference	2006.6/1
	往航	JMEX	Japan-Mexico Freight Conference	2006.9/1

(出所:海運同盟事務局(SCAGA)提供資料)

#### 海上運送法(抄)

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

- 第二十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の 規定は、次条第一項の認可を受けて行う第一号から第三号までに掲げる行為又は第二十九条の二第 一項の規定による届出をして行う第四号に掲げる行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方 法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより利用者の利益を不当 に害することとなるとき、又は第二十九条の三第四項(第二十九条の四第三項において準用する場 合を含む。)の規定による公示があつた後一月を経過したとき(第二十九条の三第三項又は第二十 九条の四第二項の請求に応じ、国土交通大臣が次条第三項又は第二十九条の二第二項の規定による 処分をした場合を除く。)は、この限りでない。
  - 一輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦の各港間の航路において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、当該航路において事業を経営している二以上の一般旅客定期航路事業者が行う共同経営に関する協定の締結
  - 二本邦の各港間の航路において旅客の利便を増進する適切な運航日程又は運航時刻を設定する ため、同一の航路において事業を経営している二以上の一般旅客定期航路事業者が行う共同経営 に関する協定の締結
  - 三本邦の各港間の航路において貨物の運送の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定す るため、同一の航路において事業を経営している二以上の一般旅客定期航路事業者又は貨物定期 航路事業者が行う共同経営に関する協定の締結
  - 四 本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者が他の船舶運航事業 者とする運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協 定若しくは契約の締結又は共同行為

(協定の認可等)

- 第二十九条 一般旅客定期航路事業者又は貨物定期航路事業者は、前条第一号から第三号までの協定を締結し、又はその内容を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可の申請に係る協定の内容が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
  - 利用者の利益を不当に害さないこと。
  - 二 不当に差別的でないこと。
  - 三 加入及び脱退を不当に制限しないこと。
  - 四 協定の目的に照らして必要最小限度であること。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可に係る協定の内容が前項各号に適合するものでなくなつたと認 めるときは、その一般旅客定期航路事業者又は貨物定期航路事業者に対し、その協定の内容を変更 すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。
- 第二十九条の二 船舶運航事業者は、第二十八条第四号に掲げる行為をし、又はその内容を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による届出に係る行為の内容が前条第二項各号に適合するもので ないと認めるときは、その船舶運航事業者に対し、その行為の内容を変更すべきことを命じ、又は その行為を禁止しなければならない。

#### (公正取引委員会との関係)

第二十九条の三 国土交通大臣は、第二十九条第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員 会に協議しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、第二十九条第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正 取引委員会に通知しなければならない。
- 3 公正取引委員会は、第二十九条第一項の認可に係る協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、国土交通大臣に対し、同条第三項の規定による処分をすべきことを請求することができる。
- 4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければなら ない。
- 第二十九条の四 国土交通大臣は、第二十九条の二第一項の規定による届出を受理し、又は同条第 二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。
- 2 公正取引委員会は、第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第 二項各号に適合するものでないと認めるときは、国土交通大臣に対し、第二十九条の二第二項の規 定による処分をすべきことを請求することができる。
- 3 前条第四項の規定は、前項の請求について準用する。

(禁止行為)

- 第三十条 船舶運航事業者は、次の各号に掲げる事項をしてはならない。
- 一荷物の量の多寡によつて荷主と締結する契約につき不公正又は不当に差別的な取扱いをし、 又は荷物の積付けの場所その他の施設、通常の条件における荷物の積込み若しくは陸揚げ若しく は損害賠償の請求の調整及び解決について荷主に対して不公正又は不当に差別的な取扱いをす ること。
- 二 特定の人、地域又は運送の方法に対して、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、 又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- 三 虚偽の運賃請求書を作成し、運送貨物の品目又は等級について賃率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他不公正な方法によつて、第十九条の六(第十九条の七において準用する場合を含む。)の規定により公示した賃率表の運賃及び料金より高い金額又は低い金額で貨物を運送すること。
- 四 船舶運航事業者が加入を申し出た場合において、他の加盟者に比べ、加入の条件が不当に差 別的であり、又は当該航路における船腹の供給が需要に対し過剰となることその他の正当かつ合 理的な理由がないのに加入を認めない明示又は黙示の貨客の運送に関する結合、協定又は申合せ に参加すること。
- 五 荷主若しくは港によつて、又は日本の輸出業者に対して外国の競争者に比べ、不当に差別的 な運賃及び料金を設定し、その他不当な運賃及び料金を設定する明示又は黙示の貨客の運送に関 する結合、協定又は申合せに参加すること。
- 六 運賃のべもどし(荷主が一定期間内に一定範囲の貨物の運送を専ら一定の船舶運航事業者に 行わせた場合に、当該期間に引き続く一定期間内に一定範囲の貨物の運送をその一定の船舶運航 事業者以外の者に行わせなかつたことを条件として、当該運賃及び料金の一部を返還することを いう。以下同じ。)により荷主を不当に拘束し、又は運賃のべもどしにより荷主を不当に拘束す る明示若しくは黙示の貨物の運送に関する結合、協定若しくは申合せに参加すること。

(荷主の禁止行為)

第三十一条 荷主は、定期航路事業を営む者(以下「定期航路事業者」という。)と通謀して、虚偽の運賃請求書を受領し、運送貨物の品目又は等級について賃率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他著しく不公正な方法によつて、定期航路事業者が第十九条の六(第十九条の七において準用する場合を含む。)の規定により公示した賃率表の運賃及び料金より低い金額で当該定期航路事業者に貨物を運送させてはならない。

#### 用語解説

定期船	貨物の有無にかかわらず , 一定の航路に	スペースチャ	(=スロットチャーター)同一の定期
AE 我们预口	員初の有無にかかわら9,一定の航路に 配船され,不特定多数の荷主の多くに貨 物を対象とする定期貨物船輸送。	-9-	(=スロットテャーター)同一の定期 コンテナ航路に配船する複数の海運 会社が相互に一定のスペースを融通 し合いコンテナを輸送する制度。
不定期船	定期船に対し ,特定の航路を定めずに貨 物の有無により不定期に運航される貨 物船輸送。	運賃	運賃とは , 以下のサーチャージを含ま ない , 貨物の輸送に係る基本運賃。
海運同盟	特定航路に配船する複数の海運会社が, 加盟各社の利益維持増進を図ると共に, 輸送能力の安定,運賃の安定,サービス の向上等を目的として,運賃や営業形態 を相互に協定する船社間の協定。運賃に ついて取決めを行い,拘束力のあるもの とされている。	サーチャージ THC(ターミナ	課徴金をいう。通貨価値,燃料価格の 変動やターミナル混雑に伴う基本運 賃以外の割増・付加料金。(例:CAF(為 替変動割増料金),BAF(燃料油割増 料金)等) コンテナターミナル内で発生するコ
航路安定化 協定	従来の同盟・盟外の枠組を超えて安定的 な輸送マーケットを供給するため,マー ケット分析等の情報交換を行い,運賃設	ルハンドリン グチャージ)	ンテナの取扱費用の一部を補填する 目的で設定された , 船社が荷主に課徴 するサーチャージ。積港と揚港の両方 で発生する。
	定方針等の情報交換を行い,定期航路の 維持・安定を図ることを目的とする船社 間の協定。運賃方針等の設定を行うもの の,拘束力を伴うものではないとされて	盟外船	海運同盟に加盟していない船会社の 船。
	เปล	二重運賃制(一 手積契約)	海運同盟に属する船に船積みするこ とを契約した荷主に対し , 一般の運賃 よりも低い運賃が適用される制度。ま
コンソーシ アム・アライ アンス	良好なサービスレベルを確保しつつ投 資を効率化することを目的として,複数 の企業が企業連合を形成し,コンテナ船 のスペースを分け合って共同で定期航 路の運航を行う戦略的船社間協定。アラ イアンスはコンソーシアムのうち世界		た,契約荷主がこれに違反して盟外船 を利用した場合は,一定の違約金を支 払わせるか,あるいは,以後の契約を 拒否する等の措置を採る制度。
	規模で提携が行われるもの。	フィデリティ ーリベート	荷主が一定の期間盟外船を利用しな かった場合に,同盟船がその期間中 に ,その荷主から受け取った運賃の一
コンテナ	貨物輸送の合理化のために開発された 輸送容器。異なった種類の輸送機関に対 する適合性を重点に置いて決定された		部を,その期間終了後に払い戻す制 度。
	ー定の容積を有する。国際標準化機構 (ISO)ならびに日本工業規格(JIS) による定義があり,サイズは通常長さで 表示され 20 40フィートのものが主流。	運賃延戻制	荷主が一定期間一度も盟外船を利用 しなかった場合に,さらにその期間 (払戻対象期間)に引き続く一定期 間,盟外船を利用しなかった場合に荷 主の請求に基づき一定額の払戻しを 行う制度。
TEU	<ul> <li>(=Twenty Foot Equivalent Unit)長さ20フィートのコンテナを1単位とした換算個数。20フィートコンテナ=長さ'20フィート(約6m)×幅'8フィート(約2.4m)×高さ'8フィート(約2.4m)</li> </ul>		
FEU	( = Forty Foot Equivalent Unit ) 長さ 40フィートのコンテナを1単位とした換 算個数。長さ'40フィートは約12m。		